令和８年度真鶴町消防団及び湯河原町消防団
第３中隊合同訓練実施要領

１　目　　的

真鶴町消防団及び湯河原町消防団第３中隊との近接地域における応援体制の充実強化を図ることを目的に訓練を実施する。

２　訓練想定

湯河原町福浦地内で火災が発生したことを想定し、湯河原町消防団第３中隊（３個分団）及び真鶴町消防団（４個分団）による連携（長距離中継送水）により消火活動を実施する。

３　訓練日時

令和８年 11 月 10 日(火)　午後７時 30 分～午後９時まで

４　訓練場所

福浦網干場入口付近　（訓練図参照）
（以下　福浦網干場）

５　訓練参加部隊

(1)	真鶴町消防団	４隊（第１・２・３・４分団）
(2)	湯河原町消防団第３中隊	３隊（第７・８・９分団）
(3)	真鶴町消防団指揮隊	１隊
(4)	湯河原町消防団指揮隊	１隊

６　訓練内容

(1)　湯河原町消防団第３中隊（７・８・９分団）『第９分団詰所』で午後７時 20 分までに待機し、午後７時 30 分に出場する。（本団は真鶴トンネル公園付近路上にて事前待機）

(2)　真鶴町消防団（１・２・３・４分団）『第９分団詰所』で午後７時 20 分までに待機し、午後７時 30 分に出場する。（指令車は真鶴トンネル公園付近路上にて事前待機）

(3)　放水は、福浦網干場へ放水する。放水停止は村上副団長の指示とする。(噴霧放水、ポンプ圧力 0.4Mpa)

(4)　交通整理等に各分団２名を出して下さい。

(5)　湯河原町消防団第３中隊

第７分団は木の実荘北側防火水槽に部署し、真鶴町第２分団、第８分団、真鶴町第３分団、真鶴町第１分団、真鶴町第４分団の順に中継隊形を確立し、真鶴町第４分団は１口放水する。

第９分団は福浦会館南側防火水槽に部署し、福浦網干場までホースを延長し、１線１口放水(噴霧放水)を行う。

(6)　真鶴町消防団

湯河原町消防団第７分団が木の実荘北側防火水槽に部署し真鶴町第２分団、第８分団、真鶴町第３分団、真鶴町第１分団、真鶴町第４分団の順に中継隊形を確立し、真鶴町第４分団は、福浦網干場までホースを延長し、１線１口放水(噴霧放水)を行う。

7　終了式

(1)　終了式場　　湯河原町第９分団詰所及び旧福浦幼稚園園庭

(2)　点検報告　　湯河原町消防団第７分団、第８分団、第９分団、真鶴町消防団第１分団、第２分団、第３分団、第４分団の順に、各分団長は湯河原町消防団村上副団長へ点検報告を行う。

村上副団長は各分団の点検報告確認後、湯河原町消防団髙橋団長へ報告を行う。

(3)　消防団長挨拶　　湯河原町消防団長　挨拶

(4)　来賓挨拶　　髙橋福浦区長　　挨拶

(5)　消防長講評　　湯河原町消防長　　講評

(6)　解　　散　　湯河原町消防団村上副団長の号令により解散する。

8　その他

(1)　消防団間の連絡は、署活系無線機等を使用し、伝令等で必要があれば、情報収集用オートバイ等を活用すること。

(2)　車両運行は普通走行とし道路交通法を遵守し、交通事故防止等に万全を期すこと。

(3)　訓練中は安全管理を徹底し、各分団長は責任を持って管理すること。

(4)　照明等の必要機材は、湯河原町消防団第３中隊が事前に準備すること。

(5)　付近住民への訓練周知の回覧等を所轄分団で実施すること。

(6)　湯河原町消防団第３中隊は、交通整理員等を指定位置に配置すること。

(7)　必要に応じてホースブリッジを設置する。

(8)　訓練告知看板を設置（交通規制図参照）

(9)　撤収後、団員及び車両はただちに終了式会場（第９分団詰所・旧福浦幼稚園園庭）へ集合すること。

(10)　準備品　第３中隊：終了式用照明

事務局：標的、放送設備